

# 建築物省エネ法に係る 設備機器の性能確認方法等に関するガイドライン

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

平成 29 年 4 月 1 日制定

## 1 総則

### 1-1 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）において規制措置が施行され、2000 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物について、新築時等に省エネルギー基準への適合が義務化されることとなる。省エネルギー基準においては、建築全体の省エネ性能を図る指標として一次エネルギー消費量が採用されており、建築設備機器等の性能がその結果に大きく影響を及ぼすこととなる。このため、その性能の確認及び担保を行うことが重要となる。

本ガイドラインは、設備機器等の性能の確認及び担保を行うための基本的な考え方を定めるものである。

なお、対象となる設備機器等の性能の担保等については、製造事業者等の対応が間に合わないことも想定されるため、当面は製造事業者等の示す性能の責任の所在を明確にした上での自己適合宣言も可能としている。

### 1-2 引用規格

JIS Q0065 (ISO/IEC GUIDE65)	製品認証機関に対する一般要求事項
JIS Q1000	適合性評価 — 製品規格への自己適合宣言指針
JIS Q1001	適合性評価 — 日本工業規格への適合性の認証 — 一般認証指針
JIS Q9001 (ISO9001)	品質マネジメントシステム—要求事項
JIS Q17021 (ISO/IEC17021)	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
JIS Q17025 (ISO/IEC17025)	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
JIS Q17050-1 (ISO/IEC17050-1)	適合性評価 — 供給者適合宣言 — 第一部：一般要求事項

### 1-3 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「審査」とは、一次エネルギー消費量の計算等に用いる設備機器の性能が、それぞれの設備機器の準拠規格に適合していることの確認をいう。
  - ① 工業標準化法に基づく試験所登録制度 (JNLA) による登録試験機関
  - ② JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) に基づき認定された試験機関
- (2) 「第三者試験機関」とは、設備機器の試験等を実施する機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された試験の範囲 (規格) に限らず試験等を実施できるものとする。
  - ① 第三者試験機関
  - ② JIS Q 0065 (ISO/IEC GUIDE65) に基づく製品認証機関
  - ③ JIS Q 17065 (ISO/IEC17065) に基づく認証機関
  - ④ 工業標準化法に基づく登録認証機関制度 (JASC) による登録認証機関
- (3) 「第三者試験等審査機関」とは、設備機器の試験等の結果審査を行う機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された試験又は認証の範囲 (規格) に限らず試験等の審査を実施できるものとする。
  - ① 第三者試験機関
  - ② JIS Q 0065 (ISO/IEC GUIDE65) に基づく製品認証機関
  - ③ JIS Q 17065 (ISO/IEC17065) に基づく認証機関
  - ④ 工業標準化法に基づく登録認証機関制度 (JASC) による登録認証機関
- (4) 「第三者生産品質審査機関」とは、個別製品の同定審査を行う機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された審査又は認証の範囲 (規格) に限らず生産品質の審査を実施できるものとする。
  - ① JIS Q 17021 (ISO/IEC17021) に基づく審査登録機関
  - ② (3)②に定める機関
  - ③ (3)③に定める機関
  - ④ (3)④に定める機関
- (5) 「第三者審査機関」とは、「第三者試験等審査機関」又は「第三者生産品質審査機関」の要件を満たす機関をいう。
- (6) 「試験等」とは、サンプリングした試験体による性能確認のための試験又は計算をいい、立会試験も含むこととする。
- (7) 「立会試験」とは、次のいずれかの試験をいう。
  - ① 自社試験場で第三者試験機関の試験員が実施する試験
  - ② 自社試験場で第三者試験等審査機関の審査員の立会の下で自社試験員が実施する試験

- (8) 「個別製品の同定」とは、個別の建築物に使用される設備機器が、試験等に用いられた試験体と同質であると認めることをいう。
- (9) 「JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場」とは、JIS Q 17021 (ISO/IEC17021) に基づく審査登録機関により JIS Q 9001 (ISO9001) の登録を受けた製造工場をいう。なお、当該工場においては、登録を受けた製品以外の製造においても JIS Q 9001 (ISO9001) の登録を受けたものと同等に扱うことができるものとする。
- (10) 「JIS 認証取得工場」とは、工業標準化法に基づく登録認証機関制度 (JASC) による登録認証機関により JIS 認証を受けた製品を製造する工場をいう。なお、当該工場においては、JIS 認証を受けた製品以外の製造においても JIS 認証を受けたものと同等に扱うことができるものとする。

## 2 確認する設備機器の性能

確認すべき設備機器等の定義及び性能項目は、別紙 1 に定める。

## 3 確認する設備機器性能等の審査事項

確認する設備機器性能等の審査事項は、次の 2 点である。

- (1) 当該設備機器の試験等の結果が一定の性能を有していること (以下、「試験品質審査」という。)
- (2) 当該設備機器の個別製品が試験体と同等の性能を有していること (以下、「同定審査」という。)

## 4 設備機器性能等の審査の手順

### 4-1 試験品質審査

試験品質審査については、表 1 に定めるいずれかの方法で審査することとする。ただし、次に該当するものである場合は、この限りでない。

- (1) 外見の目視等により容易に性能を同定できるもの
- (2) 製品種別を特定することで容易に性能を同定できるもの
- (3) JIS 等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされているとみられているもの

表1 試験品質審査の確認内容と判断

区分	確認内容	判断
1	第三者試験機関による試験等を実施していること	○
2	第三者等試験等審査機関による審査を実施していること	○
3	試験品質について第一者適合宣言(※1)をしていること	○
4	上記以外	×

○：適、△：当面の間は適、×：不適

※1 次のいずれかを指す。

- ・ JIS Q 1000 に基づく当該製品に係る製品規格の JIS への自己適合宣言
- ・ JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく規格等への適合宣言

なお、表1における確認内容の審査事項は以下のとおりとする。

(1) 第三者試験機関による試験等を実施した場合（表1区分1）

第三者試験機関が発行する試験成績書等に、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 試験等の実施機関の名称
- ② 試験等の対象製品の型式名称
- ③ 試験等の対象製品の製造事業者名称
- ④ 試験等の規格名称及び番号
- ⑤ 試験等の実施年月日
- ⑥ 試験等の結果

(2) 第三者試験等審査機関による審査を実施した場合（表1区分2）

第三者試験等審査機関による審査とは、a) 製造業者が行う個別の自社試験結果の内容について審査を行う場合と、当面の間の措置として b) 製造業者の試験体制そのものについて審査を行う場合がある。第三者試験等審査機関による審査において、第三者試験等審査機関が発行する試験等の審査結果報告書(証明書)等に、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

a) 個別審査による場合

- ① 試験等の審査機関の名称

- ② 審査の実施年月日
- ③ 試験等の実施機関の名称
- ④ 試験等の対象製品の型式名称
- ⑤ 試験等の対象製品の製造事業者名称
- ⑥ 試験等の規格名称及び番号
- ⑦ 試験等の実施年月日
- ⑧ 試験等の結果

イ) 自社試験等による場合は、試験品質が JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) に定める「4 管理上の要求事項」及び「5 技術的要求事項」に適合していることを、第三者試験等審査機関が確認したものであること。ただし、「5.4.6 測定の不確かさの推定」については省略することができる。

ロ) 自社試験場で第三者試験等審査機関の審査員の立会の下で自社試験員が実施する試験による場合は、JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) に定める「5.2 要員」から「5.6 測定のトレーサビリティ」までの要求事項に適合していることを、第三者試験等審査機関が確認したものであること。ただし、「5.4.6 測定の不確かさの推定」については省略することができる。

b) 試験所審査の場合

- ① 審査機関の名称
- ② 審査の実施年月日
- ③ 試験所の名称及び所在地
- ④ 試験方法規格及び名称

(3) 製品規格への第一者適合宣言による場合 (表 1 区分 3)

製造事業者が JIS Q 1000 又は JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づき発行する自己 (供給者) 適合宣言書及びカタログ、仕様書、取扱い説明書等 (以下、「カタログ等」という。) を確認する。また、自己 (供給者) 適合宣言書には、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 適合宣言の固有の識別
- ② 適合宣言の発行者の名称及び連絡先住所
- ③ 適合宣言の対象の識別 (例えば、製品の名称、型式、製造日又はモデル番号、及びプロセス、マネジメントシステム、人又は機関の説明、及び/又はその他の関連する補足情報)

- ④ 適合の表明
- ⑤ 規格又は他の規定要求事項及び要求事項に選択肢がある場合に採用した選択肢の完全かつ明確な一覧表
  - イ) JIS 製品規格に基づき性能を確認している場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書であることを確認する。
  - ロ) 製品規格のうち、特定の試験方法又は試験方法を示した規格に基づき性能を確認している場合は、JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく供給者適合宣言書であることを確認する。
- ⑥ 適合宣言の有効性に関する何らかの制限事項
- ⑦ 適合宣言の内容に関する問合せ先
- ⑧ 代表者又は代理者の署名
- ⑨ 適合宣言の発行日及び発行場所
- ⑩ 発行者から権限を与えられた者の署名[又は同等の確認の印 (しるし) ]、氏名及び役職名
- ※ 適合宣言書の例については、別紙 2 を参照すること。
- ※ カタログ等において、別紙 1 に示す当該設備機器の規格に基づく性能値である旨が明記されていることを確認する。

## 4-2 同定審査

同定審査については、表 2 に定めるいずれかの方法でその生産品質の管理体制を審査することとする。ただし、試験等に用いられたサンプリングした試験体と個別製品の同定が比較的容易に可能なもの(例:寸法や仕様等についての照合により容易に同定できるもの)である場合は、この限りでない。

表 2—同定審査の確認内容と判断

区分	確認内容	判断
1	JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場であること	○
2	第三者生産品質審査機関による審査を実施していること	○
3	生産品質の管理体制について JIS Q 9001 (ISO9001) への第一者適合宣言(※2)をしていること	○
4	上記以外	×

※2 JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく当該規格等への適合宣言を指す。

なお、表 2 における確認内容の審査事項は以下のとおりとする。

- (1) JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場である場合 (表 2 区分 1)

JIS Q 9001 (ISO9001) 登録書及び附属書又は JIS 認証書及び附属書（以下、「登録書等」という。）により、当該製品が JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場で製造されていることを確認する。この際、登録書等による当該登録等が有効であることも併せて確認する。また、登録書等においては、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 認証機関の名称
- ② 認証の有効期限（JIS Q 9001 (ISO9001) 登録書及び附属書の場合）
- ③ 製品製造事業者の名称
- ④ 製造工場の名称

(2) 第三者生産品質審査機関による審査を実施した場合（表 2 区分 2）

当該製品の製造工場についての第三者生産品質審査機関が発行する個別製品の同定審査結果の審査結果報告書（証明書）等を確認する。また、審査結果報告書（証明書）等には、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 生産品質審査機関の名称
- ② 審査実施日
- ③ 製品の名称
- ④ 製品製造事業者の名称
- ⑤ 製造工場の名称
- ⑥ 生産品質の証明範囲

イ) 製造・加工・検査の方法

当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が JIS 等で規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が実施されていること。

ロ) 社内規格の整備

次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。

- a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項
- b. 購入品（原材料を含む）の管理に関する事項
- c. 工程(作業)ごとの管理項目、管理方法、検査方法及び作業方法に関する事項
- d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- f. 苦情処理に関する事項

ハ) 工程の管理

- a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に実施されているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
- b. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に実施されていること。

ニ) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に実施されており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。

ホ) 外注管理

外注管理が社内規格等に基づいて適切に実施されていること。

ハ) 苦情処理

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に実施されているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト) 品質保持に必要な技術的生産条件の確保

- a. 品質管理が計画的に実施されていること。
- b. 品質管理を適正に実施するための責任と権限が明確にされていること。
- c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が実施されていること。

⑦ 審査結果の有効期限内であること

第三者生産品質審査機関による審査結果報告書（証明書）等の有効期限は5年以内とし、有効期限内に更新を受けなければ、その経過によって、その効力を失う。なお、審査結果報告書（証明書）等の有効期限は、審査結果報告書（証明書）等を発行した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとすることができる。

(3) JIS Q 9001 (ISO9001) への供給者適合宣言による場合 (表2 区分3)

製造事業者が JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づき発行する供給者適合宣言書に、少なくとも次に示す内容が記載されていることを確認する。

- ① 適合宣言の固有の識別
- ② 適合宣言の発行者の名称及び連絡先住所
- ③ 適合宣言の対象の識別 (例えば、製品の名称、型式、製造日又はモデル番号、及びプロセス、マネジメントシステム、人又は機関の説明、及び/又はその他の関連する補則情報)
- ④ 適合の表明



- ⑤ 規格又は他の規定要求事項及び要求事項に選択肢がある場合に採用した選択肢の完全かつ明確な一覧表
  - ⑥ 適合宣言の有効性に関する何らかの制限事項
  - ⑦ 適合宣言の内容に関する問合せ先
  - ⑧ 代表者又は代理者の署名
  - ⑨ 適合宣言の発行日及び発行場所
  - ⑩ 発行者から権限を与えられた者の署名[又は同等の確認の印（しるし）]、氏名及び役職名
- ※ 適合宣言書の例については、別紙を参照すること。

### 4-3 第三者審査機関の製品認証制度に基づく認証による場合

4-1 試験品質審査及び 4-2 同定審査の要件を満たすものとして、下記の製品認証制度での確認も可能である。

(1) JIS 認証による場合




当該製品が JIS 認証を取得している場合は、別紙 1 に示す当該設備機器の規格名に対応した JIS 認証書又は製品に表示された JIS マークを確認することにより、4-1 及び 4-2 の確認に代えることができる。

(2) JIS 認証以外の製品認証制度に基づく認証による場合

別紙 1 に示す当該設備機器の規格を包含した製品認証制度が、4-1 試験品質審査及び 4-2 同定審査それぞれについて第三者審査機関の審査結果に基づき適切に実施することが明確にされている場合において、当該認証制度に基づく認証書又は表象マーク等が有効であることを確認することにより、4-1 及び 4-2 の確認に代えることができる。

なお、上記に該当する製品認証制度及び表象マーク等については、下表のような制度が該当するものと考えられる。

制度名	運営団体等	表象マーク 例
太陽電池モジュールの認証 (JETPVm認証制度)	一般財団法人 電気安全環境研究所	
日本ガス機器検査協会認証 (JIA 認証制度)	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	
石油燃焼機器・ペレット燃焼機器 認証 (JHIA 認証制度)	一般財団法人 日本燃焼機器検査協会	

<p>優良断熱材認証 (EI 制度)</p>	<p>一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会</p>	
<p>優良住宅部品認定 (BL 認定制度)</p>	<p>一般財団法人 ベターリビング</p>	
<p>電気用品安全法に基づく特定電 気用品の表示</p>	<p>電気用品安全法第9条に基づく経済産業大 臣の登録を受けた者（登録検査機関）</p>	

## 設備機器等の性能項目及び定義等一覧

本内容は、モデル建物法入力支援ツール Ver. 2.3 入力マニュアル（2017年4月版）（国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所）に掲載されている、規格等に基づき作成されております。最新盤については、当該マニュアルをご確認ください。

## ■開口部仕様

選択機器名	性能項目	定義
ガラス	熱貫流率	JIS R 3107
		ISO 10292
	日射熱取得率	JIS R 3106
		ISO 9050
窓	熱貫流率	JIS A 4710
		JIS A 1492
		JIS A 2102-1 及び JIS A 2102-2 に規定される断熱性能計算方法
		ISO 10077-1 に規定される断熱性能計算方法
		ISO 15099 に規定される断熱性能計算方法
	日射熱取得率	JIS A 1493
		JIS A 2103

## ■断熱仕様

性能項目	定義
熱伝導率	JIS A 9521
	JIS A 9523
	JIS A 9526
	JIS A 9511
	JIS A 1420 (※)

(※) JIS A 1420 では測定方法として、JIS A 1412 を引用しているため、当該 JIS による測定方法により求めた値も当該規格の適用範囲内において利用することも可能である。

■空調設備

・熱源機器の選択肢とその定義

選択機器名	定義	冷房	暖房
ウォータチリングユニット (空冷式)	<p>・ JIS B 8613 で規定されたウォータチリングユニットのうち、「空冷式(空気熱源)」であるもの。</p> <p>・ JRA 4066 で規定されたウォータチリングユニットのうち、「空冷式(空気熱源)」であるもの。</p> <p>※ 当面の間は、「電動機圧縮機、蒸発器、凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニットで「空冷式」のものをいう。ただし、スクリーウ冷凍機及び遠心冷凍機は除く。」も選択可とする。</p>	○	○
ウォータチリングユニット (水冷式)	<p>・ JIS B 8613 で規定されたウォータチリングユニットのうち、「水冷式(水熱源)」であるもの。</p> <p>・ JRA 4066 で規定されたウォータチリングユニットのうち、「水冷式(水熱源)」であるもの。</p> <p>※ 当面の間は、「電動機圧縮機、蒸発器、凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニットで「水冷式」のものをいう。ただし、スクリーウ冷凍機及び遠心冷凍機は除く。」も選択可とする。</p>	○	○
ウォータチリングユニット (水冷式地中熱)	<p>・「ウォータチリングユニット(水冷式)」の条件を満たし、地中熱利用システムに用いられる熱源機器。</p> <p>※ この機種を選択する場合は、建築研究所ホームページで公開されている「地中熱ヒートポンプの評価方法(タイプの判別方法)」に基づき、地中熱ヒートポンプのタイプの算出過程及び算出結果を提示する必要がある。</p> <p><a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/building/Definitions/GroundSourceHP_20160427.zip">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/building/Definitions/GroundSourceHP_20160427.zip</a></p>	○	○
ターボ冷凍機	<p>・ JIS B 8621 で規定された遠心冷凍機。</p> <p>※ 当面の間は、「遠心圧縮機、圧縮機駆動用電動機、蒸発器、凝縮器、付属冷媒配管、制御装置などによって冷凍サイクルを構成し、水又はブラインの冷却又は加熱を行う遠心冷凍装置。」も選択可とする。</p>	○	
スクリーウ冷凍機	<p>・ JRA 4037 で規定されたスクリーウ冷凍機。</p> <p>※ 当面の間は、スクリーウ圧縮機、圧縮機駆動装置(電動機、原動機)、蒸発器、凝縮器、制御装置、機能部品、付属冷媒配管から冷凍サイクルを構成し、水及びブラインの冷却又は加熱を行うスクリーウ冷凍機をいう。」も選択可とする。</p>	○	
吸収式冷凍機	<p>・ JIS B 8622 で規定された吸収式冷凍機。</p> <p>※ 当面の間は、「冷媒に水、吸収液として臭化リチウム水溶液を使用し、再生器又は高温再生器に加熱源を供給することによって、再生器(高温再生器、低温再生器を含む。)、凝縮器、吸収器、蒸発器などによる吸収冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行う吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収ヒートポンプをいう。」も選択可とする。</p>	○	○

選択機器名	定義	冷房	暖房
ボイラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気ボイラ（労働安全衛生法施行令第1条第3号に基づく蒸気ボイラ。ただし、貫流ボイラ、小型貫流ボイラを除く。）</li> <li>・貫流ボイラ（労働安全衛生法施行令第1条第3号に基づく蒸気ボイラのうち、ホ）及びへ）以外の貫流ボイラ。ただし、小型貫流ボイラを除く。）</li> <li>・小型貫流ボイラ（労働安全衛生法施行令第1条第4号ホに基づく小型ボイラ。）</li> <li>・温水ボイラ（JIS S 3021 で規定される油だき温水ボイラ。もしくは、HA-022 で規定される温水ボイラ。）</li> </ul>		○
温水発生機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真空式温水発生機（JIS B 8417 で規定された真空式温水発生機。もしくは、HA-008 で規定された真空式温水発生機。）</li> <li>・無圧式温水発生機（JIS B 8418 で規定された無圧式温水発生機。もしくは、HA-010 で規定された無圧式温水発生機。）</li> </ul>		○
パッケージエアコンディショナ（空冷式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS B 8616 で規定されたパッケージエアコンディショナのうち「空冷式」であるもの。</li> <li>・JRA 4002 で規定されたパッケージエアコンディショナのうち「空冷式」であるもの。</li> <li>・JRA 4069 で規定されたガスヒートポンプ冷暖房機のうち、「ハイブリッド形」の「室外機マルチ形」における電動式の圧縮機を有する室外機部分。</li> <li>・JRA 4053 で規定された氷蓄熱式パッケージエアコンディショナ。</li> </ul> <p>※ 当面の間は、「室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナであって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを1又は2以上のキャビネットに収納したもので、空冷式のもの。」も選択可とする。</p>	○	○
パッケージエアコンディショナ（水冷式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS B 8616 で規定されたパッケージエアコンディショナのうち「水冷式」であるもの。</li> <li>・JRA 4002 で規定されたパッケージエアコンディショナのうち「水冷式」であるもの。</li> </ul> <p>※ 当面の間は、「室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナであって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを1又は2以上のキャビネットに収納したもので、水冷式のもの。」も選択可とする。</p>	○	○
パッケージエアコンディショナ（水冷式熱回収形）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS B 8616 で規定されたパッケージエアコンディショナのうち「水冷ヒートポンプ式（熱回収形）」であるもの。</li> </ul>	○	○
<p>パッケージエアコンディショナ（水冷式地中熱）</p> <p>パッケージエアコンディショナ（水冷式地中熱タイプ1～5）</p>	<p>「パッケージエアコンディショナ（水冷式）」の条件を満たし、地中熱利用システムに用いられる熱源機器。</p> <p>※ この機種を選択する場合は、建築研究所ホームページで公開されている「地中熱ヒートポンプの評価方法（タイプの判別方法）」に基づき、地中熱ヒートポンプのタイプの算出過程及び算出結果を提示する必要がある。</p> <p><a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/building/Definitions/GroundSourceHP_20160427.zip">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/building/Definitions/GroundSourceHP_20160427.zip</a></p>	○	○

選択機器名	定義	冷房	暖房
ガスヒートポンプ冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS B 8627 で規定されたガスヒートポンプ冷暖房機（消費電力自給装置付を除く）。</li> <li>・ JRA 4058 で規定された発電機付ガスヒートポンプ冷暖房機。</li> <li>・ JRA 4069 で規定されたガスヒートポンプ冷暖房機。ただし、「ハイブリッド形」については「室外機マルチ形」のみを対象とし、エンジンで駆動する圧縮機を有する室外機部分についてのみ適用可能とする。</li> </ul> <p>※ 当面の間は、「都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするガスエンジンで蒸気圧縮冷凍サイクルの圧縮機を駆動する冷暖房機。」も選択可とする。</p>	○	○
ガスヒートポンプ冷暖房機 (消費電力自給装置付)	JIS B 8627 で規定された消費電力自給装置付ガスヒートポンプ冷暖房機。	○	○
ルームエアコンディショナ	JIS C 9612 に規定されたルームエアコンディショナ。	○	○
電気式ヒーター等	電気を熱エネルギーに変えて利用する暖房器具（電気式ヒーター、電気蓄熱暖房器等）。		○
FF 式暖房機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS A 4003 で規定された温風暖房機。</li> <li>・ JIS S 2031 で規定された密閉式石油ストーブ。</li> <li>・ JIS S 2122 で規定された家庭用ガス暖房機で、JIS S 2092 に規程されている給排気方式の区分が密閉式強制給排気式のもの。</li> <li>・ HA-013 で規定された遠赤外線式放射式暖房装置。</li> </ul>		○
地域熱供給	他人から供給される熱を利用するもの。	○	○

注1) JRA とは、一般社団法人日本冷凍空調工業会により定められた規格をいう。

注2) HA とは、日本暖房機器工業会により定められた規格をいう。

・性能項目の定義

選択機器名	性能項目	定義		
		規格	項目	
ウォータチリングユニット (空冷式)	定格能力 (冷房)	JIS B 8613	定格冷却能力	
		JRA 4066	定格冷却能力	
	定格能力 (暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱能力	
		JRA 4066	定格ヒートポンプ加熱能力	
	ウォータチリングユニット (水冷式)	定格消費電力 (冷房)	JIS B 8613	定格冷却消費電力
			JRA 4066	定格冷却消費電力
ウォータチリングユニット (水冷式 地中熱)	定格消費電力 (暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱消費電力	
		JRA 4066	定格ヒートポンプ加熱消費電力	
	定格燃料消費量	-	-	
ターボ冷凍機	定格能力 (冷房)	JIS B 8621	定格冷凍能力 (標準定格)	
	定格消費電力 (冷房)	JIS B 8621	定格冷凍所要入力 (標準定格)	
	定格燃料消費量	-	-	
スクリー冷凍機	定格能力 (冷房)	JRA 4037	定格冷凍能力	
	定格消費電力 (冷房)	JRA 4037	圧縮機定格冷凍入力	
	定格燃料消費量	-	-	
吸収式冷凍機	定格能力 (冷房)	JIS B 8622	定格冷凍能力 (標準定格)	
	定格能力 (暖房)	JIS B 8622	定格加熱能力 (標準定格)	
	定格消費電力 (冷房)	JIS B 8622	消費電力 (標準定格)	
	定格消費電力 (暖房)	JIS B 8622	消費電力 (標準定格)	
	定格燃料消費量 (冷房)	JIS B 8622	加熱源消費熱量 (標準定格)	
	定格燃料消費量 (暖房)	JIS B 8622	加熱源消費熱量 (標準定格)	
地域熱供給	定格能力	設計図書に記載されている熱供給量。	地域熱供給	
	定格消費電力	-		
	定格燃料消費量	定格能力を「他人から供給された熱の一次エネルギー換算値」で除した値。		
ボイラ	蒸気ボイラ	定格能力 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)
		定格燃料消費量 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
	貫流ボイラ	定格能力 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)

選択機器名		性能項目	定義	
			規格	項目
	小型貫流 ボイラ	定格燃料消費量 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
		定格能力 (暖房)	小型貫流ボイラー性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	小型貫流ボイラー性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)
		定格燃料消費量 (暖房)	小型貫流ボイラー性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
	温水ボイ ラ	定格能力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
		定格消費電力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
		定格燃料消費量 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量
	温水発生機	定格能力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
		定格消費電力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
定格燃料消費量 (暖房)		温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量	
パッケージエアコン ディショナ (空 冷式)	定格能力 (冷房)	JIS B 8616	定格冷房標準能力	
		JRA 4002	定格冷房標準能力	
		JRA 4053	定格蓄熱非利用冷房能力	
		JRA 4069 (※1)	定格冷房標準能力	
	定格能力 (暖房)	JIS B 8616	定格暖房標準能力	
		JRA 4002	定格暖房標準能力	
		JRA 4053	定格蓄熱非利用暖房標準能力	
		JRA 4069 (※1)	定格暖房標準能力	
	定格消費電力 (冷房)	JIS B 8616	定格冷房標準消費電力	
		JRA 4002	定格冷房標準消費電力	
		JRA 4053	定格蓄熱非利用冷房消費電力	
		JRA 4069 (※1)	定格冷房標準消費電力	
	定格消費電力 (暖房)	JIS B 8616	定格暖房標準消費電力	
		JRA 4002	定格暖房標準消費電力	
		JRA 4053	定格蓄熱非利用暖房標準消費電力	
		JRA 4069 (※1)	定格暖房標準消費電力	
定格燃料消費量	-	-		
ガスヒートポンプ 冷暖房機	定格能力 (冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準能力	
		JRA 4058	定格冷房標準能力	
		JRA 4069 (※1)	定格冷房標準能力	
		JRA 4069 (※2)	定格冷却能力	



選択機器名	性能項目	定義	
		規格	項目
	定格能力 (暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準能力
		JRA 4058	定格暖房標準能力
		JRA 4069 (※1)	定格暖房標準能力
		JRA 4069 (※2)	定格加熱能力
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準消費電力
		JRA 4058	定格冷房標準消費電力 (非発電時)
		JRA 4069 (※1)	定格冷房標準消費電力
		JRA 4069 (※2)	定格冷却消費電力
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準消費電力
		JRA 4058	定格暖房標準消費電力 (非発電時)
		JRA 4069 (※1)	定格暖房標準消費電力
		JRA 4069 (※2)	定格加熱消費電力
	定格燃料消費量(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準ガス消費量
		JRA 4058	定格冷房標準ガス消費量 (非発電時)
		JRA 4069 (※1)	定格冷房標準ガス消費量
		JRA 4069 (※2)	定格冷却ガス消費量
	定格燃料消費量(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準ガス消費量
		JRA 4058	定格暖房標準ガス消費量 (非発電時)
		JRA 4069 (※1)	定格暖房標準ガス消費量
		JRA 4069 (※2)	定格加熱ガス消費量
ガスヒートポンプ 冷暖房機 (消費電力 自給装置付)  ※発電時の性能とする。	定格能力 (冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準能力
	定格能力 (暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準能力
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準消費電力
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準消費電力
	定格燃料消費量(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準ガス消費量
	定格燃料消費量(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準ガス消費量
ルームエアコンデ ィションナ	定格能力 (冷房)	JIS C 9612	定格冷房能力
	定格能力 (暖房)	JIS C 9612	定格暖房標準能力
	定格消費電力 (冷房)	JIS C 9612	定格冷房消費電力
	定格消費電力 (暖房)	JIS C 9612	定格暖房標準消費電力
	定格燃料消費量	-	-
電気式ヒーター等	定格能力 (暖房)	電気ヒーター等の電気容量	
	定格消費電力 (暖房)	電気ヒーター等の定格消費電力	
	定格燃料消費量(暖房)	-	

選択機器名	性能項目	定義	
		規格	項目
FF 式暖房機等	定格能力 (暖房)	JIS A 4003	定格暖房能力
		JIS S 2031	定格暖房出力
		JIS S 2122	「表示ガス消費量※」に「熱効率※」を乗じ 100 を除した値 (※「表示ガス消費量」及び「熱効率」は JIS S 2122 に規定されたものとする)
		HA-013	暖房能力
	定格消費電力(暖房)	JIS A 4003	定格消費電力
		JIS S 2031	定格消費電力
		JIS S 2122	定格消費電力
		HA-013	定格消費電力
	定格燃料消費量(暖房)	JIS A 4003	定格燃料消費量
		JIS S 2031	(最大) 燃料消費量
		JIS S 2122	表示ガス消費量
		HA-013	燃料消費量

(注 1) 蒸気ボイラ性能表示ガイドライン、貫流ボイラ性能表示ガイドラインとは、一般社団法人日本産業機械工業会ボイラ・原動機部会により定められたガイドラインをいう。

(注 2) 小型貫流ボイラ性能表示ガイドラインとは、公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会により定められたガイドラインをいう。

(注 3) 温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドラインとは、日本暖房機器工業会 業務用ボイラ部会により定められたガイドラインをいう。

(※1) JRA 4069 のガスヒートポンプエアコンディショナで、冷暖同時運転形及びハイブリッド形のうち室外機マルチ形のみ適用する。

(※2) JRA 4069 のガスヒートポンプチラーのみ適用する。

■全熱交換器

性能項目	定義	
	規格	項目
定格全熱交換効率 (冷房)	JIS B 8628	全熱交換効率 (冷房)
定格全熱交換効率 (暖房)	JIS B 8628	全熱交換効率 (暖房)

■機械換気設備

性能項目	定義	
	規格	項目
電動機出力	JIS B 8330	電動機出力
	JIS B 8330	電動機入力 (※1)
	JIS C 9603	消費電力 (※2)

(※1) JIS B 8330 に規定される「電動機入力」は製造者が定める最大風量条件下の値とし、これに電動機効率 (0.75) を乗じた値を用いる。

(※2) JIS C 9603 で規定される「消費電力」は、電動機効率 (0.75) を乗じた値を用いる。

■照明設備

選択機器名	性能項目	定義	
		規格	項目
照明器具	消費電力	JIS C 8105-3	消費電力

■給湯設備

選択機器名	性能項目	定義		
		規格	項目	
ガス給湯機	定格加熱能力	JIS S 2109	出湯能力	
	定格消費電力	JIS S 2109	定格消費電力	
	定格燃料消費量	JIS S 2109	表示ガス消費量	
ガス給湯暖房機	定格加熱能力	JIS S 2112	出湯能力	
	定格消費電力	JIS S 2112	定格消費電力	
	定格燃料消費量	JIS S 2112	表示ガス消費量	
ボイラ	蒸気ボイラ	定格能力 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)
		定格燃料消費量 (暖房)	蒸気ボイラ性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
	貫流ボイラ	定格能力 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)

選択機器名		性能項目	定義	
			規格	項目
	小型貫流ボイラ	定格燃料消費量 (暖房)	貫流ボイラ性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
		定格能力 (暖房)	小型貫流ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力 (表示)
		定格消費電力 (暖房)	小型貫流ボイラ性能表示ガイドライン	設備電力 (表示)
		定格燃料消費量 (暖房)	小型貫流ボイラ性能表示ガイドライン	燃料消費量 (表示) [kW]
	温水ボイラ	定格能力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
		定格消費電力 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
		定格燃料消費量 (暖房)	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量
	温水ボイラ	定格加熱能力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
		定格消費電力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
定格燃料消費量		温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量	
石油給湯機 (給湯単機能)	定格加熱能力	JIS S 3024	連続給湯出力	
	定格消費電力	JIS S 3024	定格消費電力	
	定格燃料消費量	JIS S 3024	(最大)燃料消費量	
石油給湯機 (給湯機付ふろがま)	定格加熱能力	JIS S 3027	連続給湯出力	
	定格消費電力	JIS S 3027	定格消費電力	
	定格燃料消費量	JIS S 3027	(最大)燃料消費量	
家庭用ヒートポンプ給湯機	定格加熱能力	JIS C 9220	冬期高温加熱能力	
	定格消費電力	JIS C 9220	冬期高温消費電力	
	定格燃料消費量	-	-	
業務用ヒートポンプ給湯機	定格加熱能力	JRA 4060	冬期高温貯湯加熱能力	
	定格消費電力	JRA 4060	冬期高温貯湯加熱消費電力	
	定格燃料消費量	-	-	
貯湯式電気温水器	定格加熱能力	JIS C 9219	定格消費電力	
	定格消費電力	JIS C 9219	定格消費電力	
	定格燃料消費量	-	-	
電気瞬間湯沸器	定格加熱能力	JIS C9335-2-35	定格入力	
	定格消費電力	JIS C9335-2-35	定格入力	
	定格燃料消費量	-	-	

選択機器名	性能項目	定義	
		規格	項目
真空式温水発生機	定格加熱能力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
	定格消費電力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
	定格燃料消費量	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量
無圧式温水発生機	定格加熱能力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	熱出力
	定格消費電力	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格消費電力
	定格燃料消費量	温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドライン	定格燃料消費量

(注1) JRA とは、一般社団法人日本冷凍空調工業会により定められた規格をいう。

(注2) 蒸気ボイラ性能表示ガイドライン、貫流ボイラ性能表示ガイドラインとは、一般社団法人日本産業機械工業会ボイラ・原動機部会により定められたガイドラインをいう。

(注3) 小型貫流ボイラ性能表示ガイドラインとは、公益財団法人日本小型貫流ボイラ協会により定められたガイドラインをいう。

(注4) 温水発生機・温水ボイラ性能表示ガイドラインとは、日本暖房機器工業会 業務用ボイラ部会により定められたガイドラインをいう。

#### ■太陽光発電設備

選択機器名	定義
太陽電池アレイ	JIS C 8951 の測定方法に基づき測定され、JIS C 8952 に基づいて表示された「標準太陽電池アレイ出力」
結晶系太陽電池モジュール	JIS C 8990、JIS C 8918 または IEC 61215 に基づいて記載された太陽電池モジュールの1枚あたりの標準太陽電池モジュール出力
結晶系以外の太陽電池モジュール	JIS C 8991 または IEC 61646 に基づいて記載された太陽電池モジュールの1枚あたりの標準太陽電池モジュール出力
アモルファス太陽電池他	JIS C 8939 に基づいて記載された太陽電池モジュールの1枚あたりの標準太陽電池モジュール出力
多接合太陽電池	JIS C 8943 に基づいて記載された太陽電池モジュールの1枚あたりの標準太陽電池モジュール出力

自己適合宣言書の様式例

## JIS Q 17050-1 (JIS Q 1000) に基づく自己適合宣言書

①番号： \_\_\_\_\_

②発行者の名称： \_\_\_\_\_

発行者の住所： \_\_\_\_\_

③宣言の対象： \_\_\_\_\_

④上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

⑤<規格/文書番号>	<規格名称/表題>	<版数/発行日>
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

⑥追加情報：  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

⑦問合せ先： \_\_\_\_\_

⑧代表者又は代理者の署名： \_\_\_\_\_

⑨ (発行場所及び発行日)

⑩ (氏名、役職名) \_\_\_\_\_ (発行者から権限を与えられた者の署名又は同等の印)

この文書は、JIS Q 17050-1 (JIS Q 1000) に基づき作成された自己適合宣言書である。